

精神科訪問看護療養費

(精神科訪問看護基本療養費) + (訪問看護管理療養費および加算) + (訪問看護情報提供療養費) + (訪問看護ターミナルケア療養費)

訪問看護ステーションの診療報酬(精神科訪問看護以外)

					算定できる ステーション		
精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ) 1日につき							
イ 保健師、助産師又は看護師(ハを除く)	(1) 週3日目まで		10割	1割	2割	3割	
	(2) 週4日目以降		¥5,550	¥ 555	¥ 1,110	¥ 1,665	
			¥6,550	¥ 655	¥ 1,310	¥ 1,965	
精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ) 同一建物居住者1日につき							
イ 保健師、看護師又は作業療法士	(1)同一日に2人	30分以上 (1) 週3日まで	¥5,550	¥ 555	¥ 1,110	¥ 1,665	
		(2) 週4日以降	¥6,550	¥ 655	¥ 1,310	¥ 1,965	
		30分未満 (3) 週3日まで	¥4,250	¥ 425	¥ 850	¥ 1,275	
		(4) 週4日以降	¥5,100	¥ 510	¥ 1,020	¥ 1,530	
	(2)同一日3人以上	30分以上 (1) 週3日まで	¥2,780	¥ 278	¥ 556	¥ 834	
		(2) 週4日以降	¥3,280	¥ 328	¥ 656	¥ 984	
		30分未満 (3) 週3日まで	¥2,130	¥ 213	¥ 426	¥ 639	
		(4) 週4日以降	¥2,550	¥ 255	¥ 510	¥ 765	
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ) 外泊中1日につき							
*通常1回(基準告示第2の1に規定する疾患等の利用者の場合は2回)(管理療養費なし)							
《加算》							
○精神科緊急訪問看護加算(診療所・在宅療養支援病院の指示)							
1日につき							
			¥2,650	¥ 265	¥ 530	¥ 795	
○長時間精神科訪問看護加算(90分を超える訪問看護・特別管理加算対象・特別指示期間は週1日〔15歳未満の(準)超重症児・15歳未満の特別管理加算対象は週3日〕)							
			¥5,200	¥ 520	¥ 1,040	¥ 1,560	1 *1
○複数名精神科訪問看護加算(看護職員との同行)30分未満を除く							
イ 看護師又は作業療法士と訪問(週3日又は制限なし)							
(1) 1日に1回の場合	(1)同一建物内1人又は2人		¥4,500	¥ 450	¥ 900	¥ 1,350	1 *1
	(2)同一建物内3人以上		¥4,000	¥ 400	¥ 800	¥ 1,200	
(2) 1日に2回の場合	(1)同一建物内1人又は2人		¥9,000	¥ 900	¥ 1,800	¥ 2,700	複
	(2)同一建物内3人以上		¥8,100	¥ 810	¥ 1,620	¥ 2,430	
(3) 1日に3回の場合	(1)同一建物内1人又は2人		¥14,500	1450	2900	4350	
	(2)同一建物内3人以上		¥13,000	¥ 1,300	¥ 2,600	¥ 3,900	
○精神科複数回訪問加算							
(イ) 1日に2回の場合	(1)同一建物内1人又は2人		¥4,500	¥ 450	¥ 900	¥ 1,350	複
	(2)同一建物内3人以上		¥4,000	¥ 400	¥ 800	¥ 1,200	
(ロ) 1日に3回の場合	(1)同一建物内1人又は2人		¥8,000	800	1600	2400	
	(2)同一建物内3人以上		¥7,200	¥ 720	¥ 1,440	¥ 2,160	
※主治医の医療機関が精神科在宅患者支援管理料(1のハを除く)を算定する利用者に限る							
○夜間・早朝訪問看護加算 夜間(18時~22時)、早朝(6時~8時)							
			¥2,100	¥ 210	¥ 420	¥ 630	複
○深夜訪問看護加算 深夜(22時~6時)							
			¥4,200	¥ 420	¥ 840	¥ 1,260	
+							
訪問看護管理療養費および加算							
○精神科重症患者支援管理連携加算							
イ 精神科在宅患者支援管理2のイを算定する利用者へ定期的な訪問							
			¥8,400	¥ 840	¥ 1,680	¥ 2,520	
ロ 精神科在宅患者支援管理2のロを算定する利用者へ定期的な訪問							
1.月の初日の訪問日 ・機能強化型3							
			¥8,470	¥ 847	¥ 1,694	¥ 2,541	
2.2日目以降(1日につき)							
			¥3,000	¥ 300	¥ 600	¥ 900	
○24時間対応体制加算(1月につき)看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合							
			¥6,800	¥ 680	¥ 1,360	¥ 2,040	1
○特別管理加算(月1回) ・重症度高い							
			¥5,000	¥ 500	¥ 1,000	¥ 1,500	複
・その他							
			¥2,500	¥ 250	¥ 500	¥ 750	
○退院時共同指導加算(1回、基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者は2回)							
特別管理指導加算(特別管理加算の対象)退院時共同指導加算に上乗せ、1回に限り							
			¥8,000	¥ 800	¥ 1,600	¥ 2,400	1 *2
特別管理指導加算(特別管理加算の対象)退院時共同指導加算に上乗せ、1回に限り							
			¥2,000	¥ 200	¥ 400	¥ 600	
○退院支援指導加算(退院日)1回							
			¥6,000	¥ 600	¥ 1,200	¥ 1,800	1
(長時間にわたる療養上の指導を行った場合)							
			¥8,400	¥ 840	¥ 1,680	¥ 2,520	
○在宅患者連携指導加算(月に1回)							
			¥3,000	¥ 300	¥ 600	¥ 900	複
○在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)							
			¥2,000	¥ 200	¥ 400	¥ 600	複
○看護・介護職員連携強化加算(月1回)							
			¥2,500	¥ 250	¥ 500	¥ 750	1
○専門管理加算(月1回)							
			¥2,500	¥ 250	¥ 500	¥ 750	複
○訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)							
			¥50	¥ 5	¥ 10	¥ 15	
+							
訪問看護情報提供療養費1・2・3(月1回)							
			¥1,500	¥ 150	¥ 300	¥ 450	
+							
訪問看護ターミナルケア療養費1							
			¥25,000	¥ 2,500	¥ 5,000	¥ 7,500	
遠隔死亡診断補助加算(1回)							
			¥1,500	¥ 150	¥ 300	¥ 450	

*1:異なる週であれば各ステーションが算定可能 *2:厚生労働大臣が定める別表七、八の利用者に対し、複数日であれば1人の利用者につき月2回まで算定可能であり、それぞれを2カ所のステーションで1回ずつ算定可